

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

せいかつ こま かた
— 生活にお困りの方へ —

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は「国民の権利」です。 せいかつ ほ ご ひつよう
生活保護を必要とする

かのうせい
可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談
ください。

さやまし ふくしじむしょ せいかつ ふくし か
狭山市福祉事務所 生活福祉課

さやまし いるまがわ ちょうめ ばん ごう
狭山市入間川1丁目23番5号

でんわ
電話 04-2953-1111

ないせん
内線 1513・1514・1515

せいかつ ほ ご

生活保護とは

びょうき はたら はたら て しぼう せいかつ
病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活
こま ひと たい こくみん せいぞんけん ほしょう きてい けんぽうだい じょう
に困っている人に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条
りねん もと さいていげんど せいかつ ほしょう じぶん じぶん
の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらし
ささ しえん もくてき せいど せいど せいかつ
を支えられるように支援することを目的とした制度です。この制度は、生活
ほごほう いか ほう もと おこな
保護法(以下「法」という。)に基づいて行われます。

せいかつ ほ ご きほんげんり

生活保護の基本原則

むさべつびょうどう げんり ほうだい じょう

1. 無差別平等の原理(法第2条)

ほうりつ さだ ようけん み こくみん ほうりつ
この法律に定める要件を満たすかぎり、すべての国民がこの法律による
ほご う
保護を受けることができます。

けんこう ぶんかてき さいていせいかつほしょう げんり ほうだい じょう

2. 健康で文化的な最低生活保障の原理(法第3条)

けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつすいじゆん いじ ほしょう
健康で文化的な最低限度の生活水準の維持を保障します。

ほご ほそくせい げんり ほうだい じょう

3. 保護の補足性の原理(法第4条)

せいかつ こんきゅう もの りょう う しさん のうりよくとう りょう みる
生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力等を利用し、また、民
ぼう さだ ふようぎむしゃ ふよう およ た せいど きゅうふ う み
法に定める扶養義務者の扶養、及び他の制度による給付を受けてもなお満
ぶぶん ひつよう ほご おこな
たされない部分について必要な保護を行います。

生活保護が決定されるまで

① 相談

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあるため、お話は可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。

② 生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族等の申請が必要です。申請をするときには、申請書に必要な事項を記入し、福祉事務所に提出してください。病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所に連絡してください。

なお保護の補足性の原理(法第4条)により、次の項目のうち活用できるものがあるときは、優先して活用していただくことになります。

1. 資産の活用

預金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属など活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。ただし、一定条件のもとに福祉事務所からその保有を認められる場合もありますのでご相談ください。

また、土地や家屋などの不動産を所有している方は、生活保護の受給に先立って、不動産を担保とした貸付制度の利用を優先していただく場合があります。

2. 能力の活用

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。
働く能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない方は
生活保護を受けられない可能性があります。

3. 他の制度の活用

生活保護以外の制度(社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当等)で
活用できるものは、それを優先します。

◆ 扶養義務者の援助

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受け
ることができる場合はそちらを優先させてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な
親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。

またDVや虐待など、特別な事情がある場合は、親族への照会を見合わせる
こともあるため、事前にご相談ください。

③ 調査

申請すると福祉事務所の地区担当員(ケースワーカー)が家庭訪問などの方
法により、保護が必要かどうかの調査をします。

調査の内容は、現在の生活状況、世帯員の健康状況、扶養義務者
の状況、収入や資産の状況、その他保護の決定に必要な事項となり
ます。

④ 決定

調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、また、必要であるならどの程度のものか、福祉事務所が判断し、申請日から14日以内(遅くとも30日以内)に決定し、その内容を文書で申請者に通知します。

※決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求することができます。(法第64条)

保護の決め方

生活保護は原則として世帯(くらしをともにしている家族)を単位として適用されます。その世帯全体の最低生活費の額と世帯の収入額の合計とを比較し、不足する場合には、その不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。世帯の収入額が最低生活費を上回る場合、保護は適用されません。

最低生活費

その世帯のくらしの実態(年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など)をもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

しゅう にゅう
収 入

はたら え しゅうにゅう ねんきん てあて た ほうりつとう
働いて得た収入、年金・手当などの他の法律等により
しきゅう きんせん たしゃ しおく えんじょ しさん か
支給される金銭、他者からの仕送り援助、資産を貸したり
う 売ったりして得た収入など、世帯全員の収入を合計
したものです。

ほ ご う ばあい
●保護が受けられる場合

しゅうにゅう さいていせいかつひ み
(収入が最低生活費に満たないとき)

ほ ご う ばあい
●保護が受けられない場合

しゅうにゅう さいていせいかつひ うわまわ
(収入が最低生活費を上回るとき)

さい てい せい かつ ひ 最 低 生 活 費	
しゅう にゅう 収 入	ほ ご ひ 保 護 費

さい てい せい かつ ひ 最 低 生 活 費	
しゅう にゅう 収 入	

↳ この不足分が支給されます

ほ ご ないよう
保護の内容

せいかつほ ご しゅるい ふじょ こうせい
生活保護は8種類の扶助から構成されています。

せい かつ ふ じょ 生 活 扶 助	にちじょうせい かつ ひつよう しょくひ こうねつすいひ ひよう 日 常 生 活 に 必 要 な 食 費 や 光 熱 水 費 な どの 費 用
じゅうたくふじょ 住 宅 扶 助	やちん ちだい じゅうたく しゅうりひ ひよう 家 賃、地 代 また は 住 宅 の 修 理 費 な どの 費 用
きょういくふじょ 教 育 扶 助	ぎむきょういく ひつよう がくようひんぴ きゅうしょくひ ひよう 義 務 教 育 に と も な っ て 必 要 な 学 用 品 費、給 食 費 な どの 費 用
かいごふじょ 介 護 扶 助	かいご ひつよう ばあい ひよう 介 護 サ ー ビ ス が 必 要 な 場 合 の 費 用
いりょうふじょ 医 療 扶 助	びょうき ばあい いりょう ひつよう ひよう 病 気 や ケ ガ な ど を し た 場 合 の 医 療 に 必 要 な 費 用

しゅっさんふじょ 出産扶助	しゅっさん しょう ひょう 出産などに要する費用
せいぎょうふじょ 生業扶助	ぎじゆつ み ひょう こうとうがっこうとう しゅうがくひょう 技術を身につけるための費用や高等学校等への就学費用
そうさいふじょ 葬祭扶助	そうさい しょう ひょう 葬祭などに要する費用

※ 支給方法は、金銭で支給されますが、医療費、介護費のように福祉事務所が代わって支払いをする場合もあります。

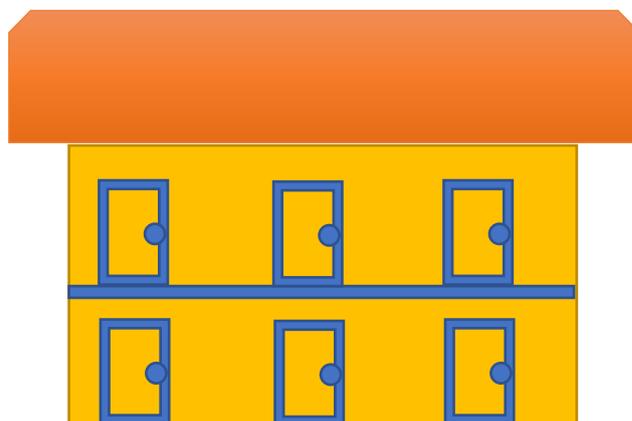
また、次のようなときは必要な費用の全部又は一部を支給できる場合(「一時扶助」といいます。)があります。それぞれ一定の条件がありますので、事前に地区担当員(ケースワーカー)に相談してください。

◆借家、借間の契約更新時に、契約更新料や火災保険料などが必要なとき。

◆病気等のため、おむつなどを必要とするとき。

◆住居のない方が新たにアパートを借りる際などに、炊事用具や食器などが必要と認められるとき。

◆やむを得ず転居するとき。



ほご かいし ばあい 保護が開始された場合

◆ 保護費の支給

原則として、毎月決められた日(原則5日)に1か月分の保護費が金銭で支給されますが、医療費や介護費については、福祉事務所が直接、医療機関や介護機関に支払います。なお、受診の際は、福祉事務所から受け取った必要書類を医療機関に提出してください。(今まで国民健康保険証を利用していた方は使用できなくなりますので、国民健康保険の窓口に戻却していただきます。)

◆ 守っていただくこと

1. 生活上の義務(法第60条)

働ける人は能力に応じて働き、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

2. 譲渡禁止(法第59条)

保護又は就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。

3. 届出の義務(法第61条)

あなたの申し出をもとにして保護の程度を決めますので、収入、支出、その他生活状況に変動があったとき、住まいや家族構成について変わったことがあったときなどは、すぐに福祉事務所に届け出ていただきます。

4. 指示等に従う義務(法第62条)

あなたの生活状況に応じて、適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護を受けられなくなることがあります。

◆保護費を返していただくことがあります

1. 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内の額を返還しなければならないこととされています。(法第63条)

2. 事実と違う申請や未申告など、不正な手段により保護費を受け取ったときは、その費用を徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができます。(法第78条)

また不実の申請その他不正な手段により保護を受けたことについて、3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。(法第85条)

◆家庭訪問をします

生活保護が開始になった場合は、生活保護を適正に実施するため、福祉事務所の地区担当員(ケースワーカー)が定期的に訪問します。相談に応じるとともに、保護費を生活の変化に応じて適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。なお、家庭訪問を拒否することは認められていません。訪問を拒むことで保護の適正実施に影響を与える場合は、保護を受けられなくなることがあります。あなたの世帯が自分たちで暮らしを支えていくにはどうすればよいか、一緒に考え、支援していくのが地区担当員(ケースワーカー)の仕事です。秘密は守りますので、困ったことや分からないことなどがある場合は相談してください。

生活保護を受けている方の権利

生活保護を受けている人には、次の権利があります。

- ① 正当な理由がないのに、生活保護費を減らされたり、生活保護を止められたりすることはありません。(法第56条)
- ② 生活保護で受給した現金や品物には税金がかかりません。(法第57条)
- ③ 生活保護で受給した現金や品物又はこれらを受ける権利を差し押さえられることはありません。(法第58条)
- ④ 保護費の内容に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して不服申し立て(審査請求)することができます。(法第64条)

※ 暴力団員に対する生活保護

申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
{暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。}暴力団関係者と判明した場合には、申請は却下し、受給中の場合は保護の廃止を検討します。